

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画
作成委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画作成委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱に定めることその他、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員を決定する場合は、傍聴希望者の見込み数を勘案し、傍聴希望者の全員が傍聴できるよう努めるものとする。

(傍聴の申込み)

第3条 会議（全部を非公開とすることをあらかじめ決定している場合を除く。）の傍聴を希望する者は、会議開催日当日の会議開始時刻の10分前までに傍聴を希望する会議の開催場所に来場し、会長に傍聴を申し込むものとする。

(傍聴者の決定)

第4条 会長は、次に掲げるとおり先着順により傍聴者を決定するものとする。

- (1) 傍聴者の決定は、原則として会議開始時刻の10分前までに先着順で行い、順次傍聴者を傍聴席に着席させるものとする。ただし、冒頭に非公開の議題がある場合は、傍聴者を室外で待機させるものとする。
- (2) 会議開始時刻の10分前までに定員を超える傍聴希望者があったときは、会議の妨げにならない範囲内で傍聴席を追加し、傍聴を認めるよう努めるものとする。
- (3) 会議開始時刻の10分前の時点で傍聴者が定員に満たない場合は、それ以後、会議の妨げにならない範囲内で、先着順で傍聴者を追加して決定することができる。

(抽選による場合)

第5条 第4条の規定にかかわらず、多数の傍聴希望者が予想され、傍聴希望者数を考慮した会場での開催に努めてもなお、傍聴希望者が定員を超えるとあらかじめ見込まれるときは、抽選の方法により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 体調が優れないと認められる者
- (4) その他会長が傍聴することを不相当と認める者

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 会長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会場に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
- (8) 事前に会長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

2 会長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。

(会議を一部非公開とする場合)

第8条 会議の一部を非公開とするときは、公開の議題を先に審議し、傍聴者を退出させた後、非公開の議題を審議するものとする。ただし、議題の性質上、非公開の議題を先に審議する必要がある場合は、この限りではない。

附 則

- 1 この要領は、令和8年7月15日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。